

公益社団法人群馬県栄養士会の役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県栄養士会（以下「本会」という）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員形態)

第3条 本会の役員は、非常勤役員とする。ただし、会長は毎週所定の勤務日を設け、会長の職務を遂行するものとする。

(報酬の支給)

第4条 本会は、非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 会長の所定の勤務に対する報酬は、月額として支給する。
- 3 その他の役員は、無報酬とする。

(報酬額)

第5条 本会の会長の報酬は、月額6万円とする。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金や積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第8条 会長の勤務日に対して、その通勤の実態に応じ通勤費を支給する。

(費用)

第9条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第10条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益社団法人群馬県栄養士会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
2. 平成25年4月13日 理事会で一部修正（第5条）
3. 平成25年5月25日 総会で承認（第5条）